

第 4 回

熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年10月5日

開 会 中

場所 第 2 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会

文教治安常任委員会会議記録

平成21年10月5日(月曜日)

午前10時0分開議

午後0時12分閉会

委 員 西 聖 一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

本日の会本日の会議に付した事件

議案第1号 平成21年度熊本県一般会計補
正予算(第4号)

議案第13号 熊本県高校生修学支援基金条
例の制定について

議案第14号 熊本県立学校条例の一部を改
正する条例の制定について

議案第15号 熊本県立美術館条例の一部を
改正する条例の制定について

報告第3号 専決処分の報告について

報告第21号 財団法人熊本県スポーツ振興
事業団の経営状況を説明する書類の提出
について

報告第22号 財団法人熊本県暴力追放協議
会の経営状況を説明する書類の提出につ
いて

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)に
ついて

報告事項

① 県立高等学校再編整備に係る中期実
施計画(たたき台)について

② 熊本県手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

出席委員(8人)

委員長 小早川 宗 弘

副委員長 浦 田 祐三子

委 員 倉 重 剛

委 員 氷 室 雄一郎

委 員 松 田 三 郎

委 員 吉 田 忠 道

委 員 船 田 公 子

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 山 本 隆 生

教育次長 岡 村 範 明

教育次長 岩 瀬 弘 一

教育次長 阿 南 誠一郎

教育政策課長 松 永 正 男

福利厚生課長 藤 本 和 夫

高校教育課長 森 塚 利 徳

首席教育審議員兼

義務教育課長 木 村 勝 美

首席教育審議員兼

学校人事課長 由 解 幸四郎

社会教育課長 小 野 賢 志

人権同和教育課長 恵 濃 裕 司

文化課長 米 岡 正 治

体育保健課長 坂 梨 登美代

首席教育審議員兼

施設課長 児 玉 邦 秋

高校整備政策監兼

高校整備推進室長 後 藤 泰 之

警察本部

本部長 荻 野 徹

警務部長 茂 木 陽

生活安全部長 川 崎 広 文

刑事部長 吉 田 親 一

交通部長 北 里 幸 則

警備部長 古 川 隆 幸

首席監察官 中 野 洋 信

参事官兼警務課長 池 部 正 剛

参事官兼会計課長 坂 田 靖 範

総務課長 吹 原 直 也

参事官兼

生活安全企画課長 藤 本 秀 二
参事官兼刑事企画課長 林 朝 通
参事官兼交通企画課長 緒 方 博 文
交通規制課長 川 述 正 芳
参事官兼警備第一課長 下 山 恵 史
組織犯罪対策課長 松 本 徹

事務局職員出席者

議事課課長補佐 坂 本 道 信
政務調査課主幹 竹 本 邦 彦

午前10時0分開議

○小早川宗弘委員長 それでは、ただいまから第4回文教治安常任委員会を開会いたします。

平成21年9月28日付で警察本部に人事異動がっておりますので、新任者の自己紹介をお願いします。

吉田刑事部長から、順次お願いいたします。

（吉田刑事部長～龍外事課長の順に自己紹介）

○小早川宗弘委員長 それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について、教育委員会、警察本部の順に執行部の説明を求めたいと思います。

なお、審査を効率よく進めるために、執行部の説明は簡潔に、着座のままよろしく願いいたします。

それでは、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、山本教育長。

○山本教育長 議案の説明等に先立ちまして、最近における幾つかの事案について御報告等を申し上げます。

まず、本委員会の冒頭に当たりまして、私

から県民の皆様に対し陳謝申し上げます。

先般の熊本工業高校教諭による覚せい剤使用容疑での起訴につきましては、文教治安常任委員会の委員の皆様を初め県議会議員の皆様、生徒、保護者及び県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく損ね、まことに申しわけございませんでした。

今回の行為に至った原因や背景を早急に究明し対策を講じるとともに、事実の把握を行った上で厳正に対処いたします。今後とも委員の皆様のご指導、御助言をよろしく願いたします。

次に、新型インフルエンザにつきましては、2学期を迎え患者が急増しております。今後さらなる感染拡大が心配されております。引き続き関係機関と連携を密にし、教育に与える影響が最小限となるよう努めてまいります。

それでは、今議会に提案されております教育委員会関係の議案の概要について、御説明申し上げます。

まず、第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算でございます。

7億4,710万円余の増額補正となっております。

主なものとしたしましては、高校生等に対する奨学金などのために、国の高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金、これを財源といたしました基金を創設するもの等でございます。

このほか、条例議案として、第13号議案ほか2議案を御提案申し上げます。

これらは、補正予算でも御説明いたしました基金を創設するもの、そして県立高校再整備に関するもの、及び県立美術館分館に指定管理者制度を導入するもの等でございます。

次に、報告第21号といたしまして、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類を提出いたしております。

以上が、今議会に提案申し上げます

議案の概要でございますが、このほか県立高校再編整備について御報告させていただくといたしております。

詳細につきましては担当課長から説明申し上げますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○小早川宗弘委員長 次に、松永教育政策課長。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

教育委員会所管の平成21年度9月補正につきまして、委員会資料の1ページをごらんください。

計上した事業は、高校教育課、文化課、体育保健課に係る事業であり、補正額は合計7億4,710万円余でございます。

また、施設課の事業につきましては、県債発行額を増大させないために、地域活性化公共投資臨時交付金の振り替えによる財源更正を行っているものでございます。したがって、4ページの施設課からの説明は割愛させていただきます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の教育指導費ですが、さきの6月補正予算において計上しました就学困難な高校生等に対する奨学金及び私立高等学校への授業料減免助成を図るための基金への積立金でございます。積立額は、平成21年から23年までの3カ年間分となります。

次の、育英資金貸与基金特別会計繰出金でございますが、今回基金を設置したことにより6月補正予算において計上しました奨学金緊急支援事業の財源を今回積み立てた基金からの繰入金へ振りかえるものでございます。

続きまして、議案第13号熊本県高校生修学支援基金条例の制定について、御説明申し上げます。資料は、5ページから7ページでございます。

当課では、今回の9月議会で経済的理由により就学が困難な高等学校等の生徒の教育機会の確保を図るため、熊本県高校生修学支援基金を創設することとしております。これは昨今の経済、雇用情勢の悪化に伴い学業の継続が困難となる高校生が大幅に増加することが見込まれることから、国が都道府県に対して新たな交付金による緊急支援を行うこととなり、その交付金を受け入れるための基金を創設するものでございます。

基金事業は、奨学金事業及び私立高校の授業料減免補助事業であり、平成21年から平成23年の3カ年間に対応するものです。

基金条例の各条項については、設置目的が規定されている第1条以外は基金の運用手続等でございますので、各条項の説明は割愛させていただきます。

以上が、今回の熊本県高校生修学支援基金条例の制定についてでございます。

続きまして、県立高等学校の再編整備に伴う県立学校条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。資料は、9ページでございます。

この改正条例は、前期の再編統合により閉校となる高等学校を第2条の表から削除し、新設される高等学校を加える形としております。

また、閉校となります高等学校につきましては、第2条の表から削除いたしますが、平成24年3月31日まで存続する旨を附則で規定しております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○米岡文化課長 資料の3ページをお願いいたします。

文化費として、218万円の増額補正をお願いしております。現在、世界文化遺産への登録を推進しております阿蘇におきまして、世界文化遺産の中核的な構成要素であります草原の保全を図るため、民間団体が広域に実施する野焼き支援ボランティア活動に必要な安全装備品などの整備支援に要する経費でございます。

続きまして、資料の15ページをお願いいたします。

議案第15号熊本県立美術館条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。県立美術館分館の管理につきましては、平成22年度から指定管理者制度を導入するために必要な条例改正案を今議会に提案するものでございます。

県立美術館分館は、主に貸し会場として利用されており、美術館本館で開催している主催、共催展や企画展は行われていないため、貸し会場運営及び施設管理に指定管理者制度を導入することで、サービスの向上と効率的な運営を図ることが期待できるものと考えております。

改正の内容といたしましては、すでに指定管理者制度を導入している他の公共施設に関する条例の規定と同様の内容となっております。

文化課分については、以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

資料の3ページの下段をごらんください。

補正予算について、お願いいたしたいと思っております。

体育振興費として293万円の増額補正をお願いしております。これは、国の委託事業の総合型地域スポーツクラブ特別支援事業でございまして、総合型クラブ未設置の益城町、高森町、津奈木町、五木村の4町村での地域

住民のスポーツに対する意識調査と、総合型クラブ設立による地域のスポーツ振興や健康づくり等に関する協議を行うエリアミーティングを高森町、津奈木町で開催するものでございます。

続きまして、資料の29ページをごらんください。

報告第21号の財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

同財団は、県民総合運動公園、県立総合体育館、藤崎台県営野球場の3施設の指定管理者で、ほかに自主事業としてスポーツ振興を図る事業も行っております。

それでは、お手元の資料の財団法人熊本県スポーツ振興事業団の経営状況を説明する書類により、平成20年度決算及び21年度事業計画につきまして御説明いたします。

まず、1ページから11ページにつきましては、自主事業として取り組んでおります特定保健指導事業や元気体力向上支援事業、その他の事業の平成20年度の実績でございます。

続きまして、12ページから17ページにつきましては、県立体育施設の指定管理に係る運営状況を記載しております。

12ページをごらんください。

県民総合運動公園ほか2施設の平成20年度の利用者総数は106万人余りで、約3.8%の減となっております。

使用料等収入については、約2%の減となっております。規模の大きな大会が減少したこと等によるものでございます。

次に、13ページをごらんください。

利用拡大、サービス向上に向けた取り組みについて掲載されております。例えば、夏休み、春休み期間中など、藤崎台県営野球場以外の施設の通常の休園・休館日を挙げておりますし、県民総合運動公園の照明施設のある屋外施設の供用時間を延長して、通年で21時30分まで利用できるようにしたりしております。

す。

14ページから17ページまでは、管理運営の詳細を掲載しております。

次に、18ページから29ページまで、平成20年度決算関係の財務諸表を掲載しております。

21ページの収支計算書総括表の真ん中の決算額の下から2番目、当期収支差額をごらんください。総収入から総支出を差し引いた当期収支差額が712万円余りと黒字となっております。今のところ経営は順調に行われております。

続きまして、30ページをごらんください。

平成21年度の主な事業計画につきましては、30ページから35ページのとおりでございます。利用者の拡大に努めるとともに、スポーツに親しめる機会の充実や県全域のスポーツ振興に寄与していくとなっております。

最後に、36ページからの当事業団の平成21年度収支予算につきましては、一般会計が5,058万円、37ページの特別会計が8億1,162万円となっております。合計8億6,220万円となっております。

以上、財団法人熊本県スポーツ振興事業団の平成20年度の決算及び平成21年度の事業計画でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○小早川宗弘委員長 それでは、続いて警察本部から説明をお願いします。

初めに、荻野警察本部長。

○荻野警察本部長 文教治安常任委員会の委員長初め委員の皆様には、平素から警察行政の各般にわたり深い御理解と温かい御支援をいただいておりますことに対し、まずもって心から御礼申し上げます。

また、委員の皆様方には先般開催いたしました熊本県警察柔道・剣道大会に御臨席をいただき、また小早川委員長におかれまして

は、本日午後の警察学校初任科入校式への御出席もお願いしておりました、この場をお借りして重ねて御礼を申し上げます。

それでは、議案の説明に先立ちまして、私からは最近の治安情勢等につきまして御説明を申し上げます。

県警察では、昨年、安全・安心くまもと実現計画を策定し、犯罪の抑止、交通死傷事故の抑止、そして県民生活を脅かす犯罪の検挙という3つの基本目標を掲げ、この2年間、県警察の総力を挙げて、各種治安対策に取り組んでおります。

そこで、現在までの基本目標の達成状況ですが、第1に、犯罪の抑止につきまして、本年9月末現在の数値ですが、刑法犯認知件数が約1万2,970件と昨年同期に比べ、率にして0.2%と、わずかに増加しております。

この増加の内容を見ますと、空き巣や忍び込みといった屋内に侵入する窃盗やオートバイ盗、自転車盗の乗り物盗が増加しております。今後、これらの犯罪の発生を押さえ込むべく、犯罪の発生分析をさらに徹底し、街頭活動を初めとした警察活動を強化するなど、所要の措置を講じてまいります。

第2に、交通死傷事故の抑止につきましては、本年9月末現在では、人身交通事故の発生件数は約8,140件、負傷者数は約1万500件でありまして、昨年同期に比べ発生件数では約230件、負傷者数では約180人とそれぞれ減少しております。また、交通事故死者数は60人でありまして、昨年同期に比べ17人減少しております。

今後、秋の行楽期においては、交通事故が多発する傾向にあり、また冬場にかけては、夕暮れ時から夜間の視認性低下による重大交通事故の多発が懸念されますことから、街頭活動を強化するとともに、反射材の活用の促進、薄暮時の早めの点灯や前照灯を上向きにする運動などを推進して、交通死傷事故の抑止を図ってまいります。

第3に、犯罪の検挙につきましては、本年9月末現在の数値ですが、刑法犯の検挙件数は約5,120件、検挙人員は約3,300人と昨年同期に比べ、率にして、検挙件数は7.9%、検挙人員は1.7%それぞれ増加しております。検挙率につきましても、39.5%でありまして、前年に比較して2.8ポイント向上しております。引き続き、各種事件・事故の発生を減少させ、検挙を伸長させるという治安改善の歩みを着実に進めてまいります。

続きまして、2月定例会で制定していただきました県民を振り込め詐欺被害から守る条例の効果と緊急雇用創出基金を活用した安全・あんしんサポーターの活動状況について申し上げます。

まず、第1に県民を振り込め詐欺被害から守る条例の効果についてですが、条例制定により、官民一体となった振り込め詐欺撲滅への体制が確立されるとともに、県、県民、関係事業者の責務が明確になり、警察、県民、自治体、事業者、学校等が相互に連携、協働した被害防止の取り組みが一層活発になりました。その結果、本年9月末までの認知件数は67件、被害額は約1億400万円で、昨年同期に比べて認知件数がマイナス134件、被害額も約マイナス9,900万円と、それぞれ大幅に減少しており、条例の効果が顕著に認められるところであります。今後も条例の効果を最大限に引き出しつつ、被害撲滅に向けて、引き続き諸対策を強力に推進してまいります。

第2に、安全・あんしんサポーター事業について申し上げます。

2月定例会で認めていただきました基金を活用して、高齢者等を対象とした交通安全教育及び振り込め詐欺防止の広報啓発を目的とした40人の安全・あんしんサポーターを雇用し、本年5月から高齢者宅に対する訪問や現場指導活動を行っております。その結果、サポーターから話を聞いた高齢者が、還付金詐

欺被害に遭いそうになった娘の振り込みをやめさせた事例でありますとか、家庭訪問先や現場指導活動先の金融機関ATM窓口利用者等から感謝された事例といったものも多数あるところでございます。また、サポーターを導入している7警察署における5月から8月までの間の高齢者の交通事故死者数は3人でありまして、対前年比マイナス7人と3分の1に減少しておりますし、振り込め詐欺の被害件数も3件で対前年比マイナス15件と、これも6分の1に減少するというところでございまして、安全・あんしんサポーターの雇用効果が確実にあらわれておると考えております。

このように委員会の皆様のおかげをもちまして、総じて本県の治安はよい方向に向かっているものと考えております。

終わりになりますが、6月定例会で認めていただきました経済危機対策の執行状況等について御報告をいたします。

経済危機対策予算6億2,000万円余であります。交通安全施設等整備費で信号機の新設9カ所、信号灯器のLED化20式、それから警察施設整備費で交番1カ所、駐在所4カ所等の新築などをお認めいただいております。これらの予算の9月末の執行状況ですが、件数ベースで見ますと、104件中103件について入札等の手続を終えており、執行済額は、2億2,951万2,000円ということで、金額にしますと執行率で37.0%ということになっております。

また、同じように6月定例会でお認めいただきました緊急雇用創出事業予算1億1,000万円余（雇用延べ人数91人）、さらに240万円の追加で3人となっておりますが、これにつきましては、さきに御説明いたしました安全・あんしんサポーターとは別に、セーフティパトロール活動委託事業などをお認めいただきまして、これらの執行状況につきましても、本日現在92人を雇用し、残り2人につ

きましても、10月12日までに雇用できるよう準備を進めております。

委員長初め委員の皆様方には引き続き警察活動への御理解と御支援をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、警察関係の議案でございますが、詳細は各課長から御説明を申し上げますが、今回は3つの議案がございまして、第1号議案、これが平成21年度熊本県一般会計補正予算でございますが、これは道路交通法の改正に伴う放置駐車違反管理システムの改修費として、292万円をお願いするものでございます。続きまして、報告第3号すなわち専決処分の報告でございますが、これは地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した職員による6件の交通事故の和解及び損害賠償額の決定の報告に関するものでございます。さらに報告第22号、すなわち財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出についてでございますが、これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により同協議会の事業の決算及び計画に関する書類を提出するものであります。

これ以外に、報告といたしまして、総務常任委員会で御審議いただいておりますところの第6号議案熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これにつきましても、あわせて担当部課長から説明申し上げます。以上でございます。

○小早川宗弘委員長 次に、坂田会計課長。

○坂田会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の資料に基づいて御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第1号議案平成21年度熊本県一般会計補正予算(第4号)の警察費についてでございます。

警察活動費で、292万円の増額をお願いし

ております。この増額は、放置駐車違反管理システムの改修に要する経費でございます。平成21年4月24日に道路交通法の一部を改正する法律が公布されまして、1年以内に高齢運転者等専用駐車区間制度が新設されることから、当該区間における駐車違反について新たに違反コードが追加されることに伴うシステム改修の経費でございます。

以上のとおり、平成21年度9月補正予算の総額は292万円となり、増額補正後の平成21年度警察費歳出予算総額は407億8,293万9,000円となります。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○中野首席監察官 警察本部配付資料の2、3ページをごらんいただきたいと思っております。

特に3ページの報告第3号の専決処分の報告について、報告します。

本件は、職員による公用車の交通事故に係る損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関するもの6件であります。

番号1は、平成21年1月24日午後5時ごろ、福岡市博多区地内において捜査中の天草署員が立体駐車場を2階から1階出入口に向け下り通路を左折したところ、内回りをして中央線を越えて1階から2階に上がって来た普通乗用車と衝突したものです。

和解内容については、過失相殺した結果、県が相手方に車両修理費として688円を賠償するものです。

番号2は、平成21年2月16日午前零時50分ごろ、熊本市健軍地内において警ら中の熊本東署員が対向車と離合直後、雨天によりハンドル操作を誤り、右前方の建物に衝突したものです。

和解内容については、建物の修理費を全額弁償することとして、県が相手方に14万1,750円を賠償するものです。

番号3は、平成21年2月20日午前零時7分

ごろ、熊本市南千反畑地内において捜査中の熊本北署員が、点滅信号のある交差点を右折する際、左方の安全不確認により、左方から進行してきた普通貨物自動車と衝突したものです。

和解内容については、過失相殺した相手方の車両修理費として、県が相手方に4,930円を賠償するものです。

番号4、5は、後退時の安全確認不十分なために、駐車または停車中の車両に衝突したもので、相手方の車両修理費を全額負担することとし、おのおの県が相手方に10万3,200円、14万7,430円を賠償するものです。

最後に番号6は、平成21年5月8日、合志市須屋地内において捜査中の山鹿署員が優先道路を直進中、一時停止の交差点を安全不確認のまま進行して来た普通乗用車と衝突したものです。

和解内容については、過失相殺した結果、相手方への賠償は生じておりません。

なお、以上6件の交通事故につきましては、いずれも任意保険の補償範囲内の交通事故のため、県からの新たな出費はありません。

また、公用車の交通事故を防止するため、各所属においては運行前の指示・指導の徹底、安全確認の励行など基本の実践、同乗指導による運転実技訓練を実施するとともに、事故当事者に対しては本部へ招致し、適正検査や運転技能訓練を行うなど、交通事故の実態に応じた各種事故防止を講じております。

今後とも、職員の交通事故の絶滅を図るため、さらなる指導、教養の徹底に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、報告を終わります。

○松本組織犯罪対策課長 報告第22号財団法人熊本県暴力追放協議会の経営状況を説明する書類の提出について、御説明いたします。

その前に、財団法人熊本県暴力追放協議会

について御説明申し上げますと、同協議会は県民の総意を結集して暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進することにより、暴力団員などによる不当な行為を初め、あらゆる暴力を追放し、もって暴力のない明るい住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に、熊本県各市町村及び民間団体等の出資により、平成3年に設立された公益法人でございます。

それでは、平成20年度の収支決算及び平成21年度事業計画に基づき、同協議会の経営状況について御説明いたします。

資料の12ページをお願いいたします。

まず、平成20年度の収支決算についてでございます。

収入は、基本財産運用、賛助金、責任者講習受託事業費、地方公共団体からの補助金などが主なもので、収入額は12ページのⅠの事業活動収支の部、1の事業活動収入決算額の計3,755万6,833円と、13ページのⅡの投資活動収支の部1の投資活動収支決算額の計70万8,750円との合計3,826万5,583円でございます。

支出は、事業費として広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、相談活動、責任者講習など、管理費として人件費、事務費、事務所借り上げ経費及び退職給付引当金などが主なものでありまして、支出額は12ページから13ページのⅠの事業活動収支の部、2の事業活動支出決算額の計3,734万323円と、13ページのⅡの投資活動収支の部、2の投資活動支出決算額の計93万633円との合計3,827万956円でございます。

したがって、13ページの表の下から3段に記載のとおり、当期収支差額は5,373円のマイナスとなります。

これに、表下から2段目記載の19年度からの前期繰越収支差額247万6,346円を加えた後の収支差額は、表の最下段記載のとおり247万973円となり、これは平成21年度への繰り越しとなりますが、当期収支策マイナス5、

373円につきましては、平成21年5月の監事監査及び理事会の承認を得た後、平成21年度予算に第1次補正予算として計上しております。

次に、23ページをお願いします。

平成21年度の事業計画についてでございます。前年に引き続き暴力を許さない県民意識の盛り上げ、暴力団員などによる不当な行為からの被害防止の2つを基本に、具体的事業として23ページから26ページに記載しておりますとおり、広報啓発活動、暴力団排除組織支援活動、暴力団員などに関する相談活動、少年保護活動などを行ってまいります。

続きまして、平成21年度の第1次補正後の収支予算についてでございます。

資料の29ページをお願いします。

まず、収入予算につきましては、Ⅰの事業活動収支の部、1の事業活動収入で基本財産運用、賛助金収入及び補助金収入など事業活動収入計として3,615万3,000円を計上しております。

次に、支出予算につきましては、昨年度とほぼ同様の規模で事業を行うことにしております。30ページに記載しておりますとおりⅠの事業活動収支の部、2の事業活動支出計3,698万4,000円、Ⅱの投資活動収支の部、2の投資活動支出計113万9,000円、Ⅳの予備費50万973円、合計3,862万3,973円を計上しております。

当期収支差額は、マイナス247万973円となり、前期繰り越し収支差額247万973円を計上し、次期繰り越し差額はゼロ円となります。

昨今の厳しい社会情勢等を考慮し、より一層適正かつ効果的な事業の推進を図ることにしております。

以上、報告を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありません

か。

○西聖一委員 高校教育課の方にお尋ねいたします。高校生修学支援基金積立金の件ですが、今回7億4,200万円近くが計上されております。これの運用についてちょっとお尋ねしたいんですが、5ページ、6ページに条例の中身も書いてありますけれども、運用基金の管理の仕方がまず一つですね。有価証券により運用しますと、できるだけ利回りのよいものにしていくということです。これがどのようにして具体的にするのかということ、それとこの7億2,000万円相当の根拠は、ことしの1億3,000万円ちょっとぐらいを貸し付けて、これがことしは3年、来年は2年、再来年は1年の貸し付けで、6年分にして大体7億4,000万円という数字をつくったと思うんですけども、そうであれば、ことし1億3,000万円が上限になって、仮に来年2億円ぐらい申し込みがあったとしても、それは貸し付けができないということの意味するのかということですね。

先ほどの話に戻って、3年後に国にも戻すときに、利息分相当が発生していると思うんですけども、その利息をどのようにして案分して返すのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○森塚高校教育課長 高校教育課でございます。

まず、条例の2条から7条につきましては、他の基金と同じ条例の文言であるということで、まず聞いております。

したがって、これが特別に今回の修学資金だけのものではないということです。それを踏まえまして考えましたときに、先生がおっしゃるように有価証券にかえることができるところはありますが、国債とか地方債とかそういったものではないかというふうに考えますけれども、実際にどのような運用なのか、

ちょっと会計課の方に尋ねてみないとわからないところがあります。

それから7億4,000万円ですけれども、一応3カ年間分ということで、ことし400人やりましたけれども、この7億4,000万円のうち2億円は来ております。ただ、あと3分の2が来ておりません。それが来るかどうかという問題が、まず一つございます。それと、ことし400人貸し付けたから来年400人ということになるかという、そうは多分ならんだらうというふうに考えております。

○西聖一委員 下回るということですか。

○森塚高校教育課長 大分下回って来るんじゃないかと思えます。

それから利息については、3カ年間ありますので、最初の2年間につきまして基金の方に返すということになっています。そして、最終的に残った分については、これは国の方に返すということになっております。

○西聖一委員 ちょっと、また2点出てきたんですけれども、ことし収入が2億円分来るということですが、この7億円計上しているのは年度内に収入が来るか来ないかまだわからないことかということと、先ほどの返す分ですが、それは利息をつけて返さないといかぬということですね。そこら辺が、案分してできるのかどうかというのを、ちょっと聞きたかったんですけれども。

○森塚高校教育課長 その詳しいことは、私たちもちょっと把握できてないところがありますので、申しわけございませんが、今はお答えはできかねるところです。

○西聖一委員 その収入分の、2億円は来て、あと5億円は来るのかという話ですが、ことしじゅうに来るんですか。

○森塚高校教育課長 内定で一応3月には来るんじゃないかろうかというふうに考えております。

○西聖一委員 わかりました。

○吉田忠道委員 高校教育課の方にお尋ねします。

予算関係と条例と関係しておりますので、同時でよろしいでしょうか。

今度のこの基金ですけれども、23年度までの3年間ということで、今、西委員が質問されましたように3年分のことで大体案分してあると思うんですが、これが終わった時点ではもうこの対象は終わるわけですね。そうしますと次に受けたいと思っている人は24年度以降ですか、その方には今のところ見通しがないかと思うんですが、どのような方向で考えておられるのかということと、関連しまして条例のところでは5条と6条をもう少し具体的にこれを説明していただきたいんです。具体的にどういうことに運用するのか、あるいは処分するのか、この付近をちょっとお聞きいたします。

○森塚高校教育課長 24年度以降につきましては、まだこちらもちょっと考えてないところです。これが終わりましたら結局なくなってしまいうわけですから、現在までのところではやっていく以外に方法はないのかなという気はしておりますけれども、ちょっとまだ先が見えないところです。

それから、条例につきましての解釈ということでございますが、先ほど申し上げましたように、これは他の基金の条例と同じということですので、大変申しわけございません、詳しいところまでは私どもも把握してないところがあって、私の理解しているところだけで申し上げますと、5条と6条でよろしいん

でしょうか。

5条につきましては、まず、知事は財政上必要があると認めるときは、確実な繰り出しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する――この基金というのが今回の基金ということですから――に属する現金を歳計現金、基金以外の現金ということで理解しております――に振りかえて運用することができる。したがって、基金の現金を一般会計の現金としてそれを運用することができるというふうに理解しておりますけれども、ちょっと詳しいところは会計課の方の説明を受けたところで先生の方にも御説明申し上げたいと思います。

それから6条では、知事は第1条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところに基金の全部または一部を処分することができる。要するに、育英特別会計の方に繰り入れることができるというふうに理解しております。

○吉田忠道委員 最初の質問ですけれども、3年間だけだから先のことは考えておらぬということですが、今のは例えば中学生等からするならば、そのときに経済状態がどういうふうになっておるかかわからぬけれども、これをもうやらないということであれば、3年ばかり前の先輩だけが有利に扱われたというだけの話になってしまいますよね。今のうちから、今回はこういう国からのこれが来ましたが、これを有効に使っていくためにも、これは、やっぱり3年後のこともある程度考慮に入れながらやっていかなければいかぬんじゃないかという、これは私からの提言でございます。

それから条例の5条、6条につきましては、後で結構ですので具体的に例を教えてください。以上です。

○小早川宗弘委員長 森塚課長には、5条、6条の……。

○森塚高校教育課長 考えてないというふうには申し上げたそうですけれども、考えてないということではなくて、まだ先がはっきりわかっていないということでございます。できるだけ子供たちのことについては配慮しなければいけないということは、もう重々わかっております。

○吉田忠道委員 今言ったから特に言いますと、県独自でもそういうことを考えていくのかということも、ちょっと提言しておきたいんです。以上です。

○小早川宗弘委員長 それでは課長の方には、5条、6条の条例の根拠、そういったものは委員の皆さん方にも説明していただきたいと思います。

ほかに質疑はありますか。

○倉重剛委員 ちょっと細かい問題で県警本部に聞きたいんですけれども、さっき御報告いただきました、まず説明書の1ページの、道路交通法の改正に伴う違法駐車対策の強化、放置駐車違反管理システム改修292万円ですか、これはどういうことか内容がわからない。

○緒方交通企画課長 これは平成18年6月に、道路交通法の駐車違反に関する規定が整備されまして、例えば取り締まりの民間委託であるとか、それから放置駐車金という制度が導入になりまして、そのときに駐車違反につきましては、個別の違反を全部このシステムに入力しまして、例えば放置違反金を納付していない者に対する納付命令であるとか、それから車検拒否というのが、放置違反金を納めてない場合は車検拒否あたりを陸運と連携しましてやっておりますので、そういった通報に基づく資料等の情報を一緒に集約したシ

ステムのことでございます。

○倉重剛委員 なるほどね。そうすると、そこに何かメカ的な存在があるんですか。

○緒方交通企画課長 例えば駐車監視員あたりが駐車違反標章を添付しますと、これが全部TPAという携帯端末で入力していくわけなんです。違反事項とか場所であるとか日時あたりですね。それをこのシステムに入力しまして、すべての違反をこの駐車違反管理システムで管理しているということです。

○倉重剛委員 わかりました。そうすると、その292万円というのは、そのシステム化の経費ということですね。

○緒方交通企画課長 これにつきましては、改修する部分につきましては、今回の4月の道交法の改正で、例えば高齢者が多く利用される病院であるとか公共施設、こういったところに駐車場が非常に少ない。そういう場合は、比較的余裕のある周辺道路を、そういった方々のために駐車区間に指定しましてやるということで、これは来年の4月施行になっております。それに普通の人にとめれば、これは当然駐車違反になります。70歳以上の高齢者それから視覚障害者であるとか妊婦の方で、駐車標章を申請して許可証を交付された方がそこにとめられるということになっております。違反行動の追加ということです。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

○坂田会計課長 今の説明に加えまして、このシステム改修の費用でございますけれども、警察本部と各警察署に管理システムというものを置いてあります。これは親機械でございますけれども、これが29台ございまして、この改修費用が93万3,000円。それから

処理システム、これは違反現場で使用する携帯端末でございます。これが38台で約98万7,000円。都合2つのシステムの改修費でございます。これは違反行動を変えるだけのものでございます。

○倉重剛委員 はい、わかりました。

申しわけないけれども、もう1つ。3ページの専決処分 of 交通事故の問題ですね。1番目の、博多署内で起きた公用車とそれから民間車との中央線を越えた衝突、賠償金が688円というのは、これはえらい……。これはどんなのか、ちょっと教えてください。

○荻野警察本部長 これは過失相殺で、相殺しますので、差額が688円ということです。ですから、こちらが一方的に悪いということじゃなくて、こちらの保険で払うものと向こうの保険で払うものがあるって、こちらの車を直す費用と向こうの車を直す費用というのがあります。それは全部こちらが払うべきものと向こうが払うべきものを出して、引き算しましたら688円をこちらが払うということになるということでございます。

○吉田忠道委員 今のとちょっと関連しますけれども、いいですか。

交通警察運営の方で監視員の状況をちょっと知りたいんですけども、監視員というのは県内で何名ぐらいおられるのか。監視員の変更があっているのか。それから違法駐車というのは現に減っているのか、その成果。

それから、最近は監視員というのは余り見かけなくなったような気がしますけれども、これはずっと継続してやられているのか。その付近を、ちょっとお聞きします。

○緒方交通企画課長 駐車監視員の資格認定の交付状況でございますけれども、これが平成17年からやっておりますけれども、現在13

5人に駐車監視員の各種資格証を交付している状況でございます。

それから監視員によりますところの取り締まりと申しますか、違法駐車の確認業務ということで呼んでおりますけれども、これが導入になりました平成18年が約3,300件、それから平成19年が6,600件、平成20年が約6,000件でございます。それから本年が約4,000件ということで、例年6,000件から7,000件の駐車違反の状況で、この数字は大体10年ほとんど変わっていない状況で、ほとんど駐車監視員が確認業務をやっているというような状況でございます。

それともう1点、駐車台数が減ったのかという質問でございますけれども、これは施行前の平成18年5月に、市内繁華街を中心に瞬間路上駐車台数というのを調査しておりますけれども、法施行前が大体1キロ前後の瞬間駐車台数が25.5台あったのが、法施行後の去年の1年後、2年後ほぼ半減しているというような状況でございます。

○吉田忠道委員 要するに、件数としては年間大体6,000件であるけれども、今言われた1キロメートルあたりの違反等を見れば、この監視員制度を設けたことによる成果は出ているという解釈でよろしいですか。

○坂田会計課長 件数でございますけれども、ことし上半期6月末で集計しておりますのを見ますと、熊本市内3警察署で平成21年が合計2,444件でございます。これは全体の駐車違反の構成率の83.6%、これはこの監視員の方でやっていただいております。

ちなみに前年対比で見ますと、平成20年6月末が2,110件、本年が2,444件で、334件の増加ということでございます。

○氷室雄一郎委員 警察関係でございますけれども、経済危機対策予算というのが6億2,

000万円と大変ありがたいことでございます。9月末の執行状況というのが約37.0%ということで、今まで大変な額をいただいております御苦労されておりますけれども、これが果たして今後、進捗状況がどういふふうに移るかということが一番頭の痛いところじゃないかと思っておりますけれども、その辺の予測と申しますか、どうなんですか、間に合うのか。

○茂木警務部長 警務部長の茂木でございます。

先ほど本部長が申し上げましたように、6月の補正でいただいている6億円につきましては、件数別でいえば、もうすでに大半が手がついていて、もう執行されている状況でございます。この執行率37%と申し上げておりますが、これは実は金額の取り方が県庁全体の財務会計システムで支出としてシステムに入っているものを取っておりますので37%になってございますけれども、契約また支出負担行為等の手続はどんどん進んでおりますので、時間を追うごとにこの執行率はどんどん上がってくるという状況であろうと考えておるところでございます。

○氷室雄一郎委員 もう心配ないということでございますか。

○茂木警務部長 補正予算の趣旨を踏まえて、しっかり執行してまいりたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 少数で御苦労されている部署もあるとお伺いしておりますので、速やかな執行ができますようお願いしたいと思います。

○小早川宗弘委員長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 なければ、これで質疑を終了します。

それでは、ただいまから議案第1号、第13号、第14号及び第15号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号、第13号、第14号及び第15号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号、第13号、第14号及び第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとして、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小早川宗弘委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、報告事項に入ります。

質疑については、執行部の説明を求めた後一括して受けたいと思います。

まず、報告事項①の説明をお願いいたします。後藤高校整備政策監。

○後藤高校整備政策監 お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

中期実施計画のたたき台といいますか考え方につきまして、簡潔に御説明いたします。

中期の実施計画につきましては、基本計画です。玉名高校への中高一貫教育の導入、八代南、氷川高校の再編・統合、水俣及び水俣工業高校の再編・統合の3案件がすでに決

定しておりますので、今回策定いたします中期実施計画では、その実施年度、校地、学校規模及び学校像等につきまして明確にするものでございます。

まず、1の玉名高校への併設型中高一貫教育導入について御説明いたします。

玉名高校への併設型中高一貫教育の導入は、平成23年度としております。これは宇土高校、八代高校の中高一貫教育導入後なるべく早く速やかに県北学区にも設置するという意図でございます。設置します学級規模は、中学校につきましては宇土、八代と同様に1学年2学級80人を、そして高校につきましては1学年7学級というふうにしております。

次に、2の八代南高校、氷川高校の再編・統合について御説明いたします。

校地を八代南高校といたしまして、学校規模は1学年5学級、定員200名、平成24年度の開設としております。新校において設置する学科は普通科、またここは単位制を導入したいというふうに考えております。

次に、3の水俣、水俣工業高校の再編・統合について御説明いたします。

校地は水俣高校としまして、学校規模は1学年6学級、定員240名、平成24年度の開設としております。新校に設置する学科は普通科3学級、商業科1学級、機械科1学級、環境システム科1学級というふうにしております。環境システム科には、電気コースと建築コースを設置する予定でございます。これは現在の水俣高校の学科構成でございます。普通科5学級、商業科の2学級、それから水俣工業高校の学科構成でございます。機械、電気、建築、各学科1学級を考慮いたしまして、将来的な展望も踏まえて考えたものでございます。

それぞれの詳しい各再編の案件ごとの新校の学校像及び教育内容の特徴につきましては、次の2ページから4ページにお示ししております。

最後、4のスケジュールでございますけれども、このたたき台と申しますか考え方をもとにしまして、10月6日に玉名、10月7日八代、10月8日水俣の3地域での意見交換会を実施することにしております。そこでの御意見、御要望等を踏まえ、11月の定例委員会において案にした上で審議をいただき、その後さらに地元等の御意見をしっかりとくみ上げながら、できれば年内を目途に中期実施計画を策定できればというふうに考えております。

中期実施計画関係については、以上でございます。

○小早川宗弘委員長 次に、報告事項②の説明をお願いします。藤本生活安全企画課長。

○藤本生活安全企画課長 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定及び熊本県収入証紙条例の一部を改正する条例の制定につきましては、総務常任委員会付託となっております。改正内容につきまして、御報告いたします。

1ページをごらんください。

今回の改正は、本年12月4日に銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の一部が施行予定であり、それに伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことから熊本県手数料条例を改正するもので、新たに認知機能検査の義務化、射撃技能に関する講習の義務化、年少者の空気銃所持の制限等が規定され、手数料を新設するものです。

また、現在の手数料額が平成12年に定められ9年を経過し、その間の社会景気の変動等に伴う事務手続に費やす物件費等を考慮して、手数料額を改定するものであります。

新設する手数料は、銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料650円、猟銃操作射撃技能講習受講手数料1万2,300円など6件の手数

料を新設するものであります。

次に、手数料改正するものとしたしましては、銃砲刀剣類所持許可申請手数料が9,000円から1万500円に改正するものなど、1,000円から1,500円までの増額で、お手元の資料に記載しております6件の手数料を改正するものであります。

さきに御説明しましたとおり、銃砲刀剣類所持許可認知機能検査手数料等6件が新設されることから、熊本県証紙条例の一部改正が必要となったものであります。

施行日は、12月4日を予定しております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○小早川宗弘委員長 それでは、報告が終了しましたので質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かございますでしょうか。

○倉重剛委員 教育委員会にお尋ねしたいんですけれども、記憶が新しいのは、ことしの7月11日に大分県の全国野球大会の開会式に向かう大分県の柳ヶ浦高校の、大きな事故がありましたですね。それで野球部員が1人亡くなったということは、関係者にとっては非常に大きなショックだったと思うんですね。後で聞いてみますと、決してこの1件だけではなく、全国的には何件かこういう事例があるそうですけれども、それに対して高等学校野球連盟の方から理事長名で、マイクロバス等の使用についてのいろんな指導がきているということですが、この件についてどのように対処されたか、まずお聞きしたいと思います。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

7月11日の事故を受けまして、7月13日に九州地区高等学校野球連盟の会長から各県の野球連盟の方に、今おっしゃったその文書が出ております。

それを受けまして県の高野連の会長名で、各学校の加盟校の校長並びに野球部責任教師、監督にあてて、生徒の移動に伴う事故防止についての通達が出ております。

教育委員会といたしましては、14日付で部活動の大会等参加における交通手段についてということで、教育長名で通知を発出しております。

○倉重剛委員 これは野球だけではなくて、高校にはいろんな部活、中学校も最近是非常に盛んですけれども、遠征等が非常に多い。私の知る限りにおいては、私の母校でも野球部は年間100回以上、県外で試合するんですよ。そのときに、マイクロバスを持っていて、その管理状態というのは正直言って、シートベルトの問題だとかそれから管理者の問題だとかそれから運転手の問題等々について非常に悩みが多いんです。

現状は申し上げませんが、それに対応しております。対応しておりますけれども、部活というのは御承知のように、部活費というのは非常に少ないんですね。教育委員会がもっと大きな部活費をくれればいいんですけども、父兄の負担だとか後援会だとかOB会だとかが一生懸命それを支援するわけだけども、運転手についてはやっぱり、この場合もそうですけれども、副部長さんか何かか運転をされておったということで、何かお聞きすれば教育委員会から通達が出てきて、そういうのはまかりならん、ちゃんとした決まった人を決めると。そんなことを言ったら、正直言って部活はできないんだ。ここら辺はどんなふうに対応しているのか。

また、正直言って野球に限らず、高校それから中学校も含めて、どのくらいの部活がこ

ういうバスを使って遠征をしたり、現状はどうでしょうかね。

○坂梨体育保健課長 体育保健課でございます。

現在は県立学校につきましては、マイクロバスの所有等につきまして数の把握ができております。中学校については、わかりません。また、ないと思います。市町村で行われております。

現在、県立学校61校におきましては、46校が111台所有している状況でございます。大会の参加、練習試合及び合宿等における交通手段については公共交通機関を原則としておりますが、県下の公共交通機関の現状から考えますと、それだけでは対応に無理あると認識しております。そのために校長が、公共交通機関を利用することが困難であると判断する場合には、マイクロバス等の利用をしております。当然、保護者から借りたマイクロバスは公的公共交通機関として判断しております。

運用管理規則の制定それから任意保険への加入、それからできるだけ運転手の専門家への委託など、生徒の安全確保に十分取り組んでいただくよう、機会あるごとに校長会等を通してお願いしております。

部員の移動については現実、学校の関係者が運転している例もございます。県外については、認めておりません。

○倉重剛委員 県外については認めてないというところ……。

○坂梨体育保健課長 学校の先生方が運転することは、認めておりません。

○倉重剛委員 その通達は、ちゃんとやっているんですか。

○坂梨体育保健課長 はい。それは公共交通機関でということで、通達しております。

ただ、委託された運転手を雇って行っている場合はございます。

○倉重剛委員 基本は、やっぱり事故防止ということで、それは確かに子供たちの安全それから事故等から守らなければならないということは大前提ですけれども、現実的にはスポーツの社会とはそんな甘いものじゃないですね。我が子のためには、どれだけ訓練をして、そして目的を果たそうかという、非常にすばらしい指導者のもとに頑張っている。確かにそれは頭の中にあっても、現実にはちょっと違うんじゃないかという気がするんですよ。そのアンバランスと、それからスポーツを強くしようという気持ちとの裏腹に、通達以外の交通手段でもって行く場合もあるというふうには私は思います。現実そうだと思いますね。そこら辺をどんなふうに指導していくのかということが非常に難しい問題だろうと思うけれども、そこら辺は十分把握して対応すべきじゃないかと思います。なぜかという、事故があつてから、こんなに大きな新聞に載ったり、反省したって、実を言うと間に合わない。

熊本県においては、幸いにして大きな事故はないんですけども、ただ中学校においても父兄が自分たちで手助けをして、自分の車を使って移動手段をとっている場合もあるんですよ。正直言って、これはたくさんあります。そこら辺の現状を十分把握すべきじゃないかと思いますが、いかがですか。

○坂梨体育保健課長 市町村の学校につきましては、指導主事会等で同じように周知しておりますので、今後も引き続きそのように徹底を図ってまいりたいと思います。

特に安全運転のことにつきましては、機会あるごとに対応しておるところでございます。

す。

○倉重剛委員 そこで、46校が保有しているという先ほどの答弁だったんですけども、道路交通法の改正でもってシートベルトを着用しなければいけないという、特に高速道路ですかね。高速道路だけじゃなくて、一般道路もそうですか。その対応の現状を把握していますか。

○坂梨体育保健課長 シートベルトにつきましては今、各バスの保険の加入でありますとか、そういう確実な管理につきまして、9月9日の校長会を通してお願いしておりますので、まだ全部は把握しておりませんが、旧式のバス等につきましては確実に確認してまいります。

○倉重剛委員 そういうことで、先ほどと重複しますが、非常に厳しい条件でもって管理していきなさいと学校長あたりにもお願いしているということだけでも、先ほど申し上げたように、エスカレートしていくスポーツ指導に対しては、そういうのは無視される場合があるわけですね。

そういう中で、それをどんなふうに……。学校長がそれを把握してない場合もあるだろうし、部活だけでやる場合もあるという気もするんですね。だから冒頭申し上げたように、事が起きてからでは遅い。しかし部活は盛んにせないかぬという非常にジレンマがあると思うんですね。だから何かそこら辺のひとつの、保有している学校とのコミュニケーションを十分とっていただいて、ぜひこういう事故が起こらないように注意をしていただきたいし、9月9日の学校長会議で何か通達をしたとおっしゃっているんですけども、それはどんな内容の通達をされたんですか。

○坂梨体育保健課長 学校のPTAが所有し

たりあるいは同窓会が所有したり後援会が所有したりしておりますが、個人名義の所有も幾つかありましたので、そういう場合のきちんとした保険とか、維持管理も含めた安全面への配慮をお願いしたところでございます。

○倉重剛委員 最後に申し上げますけれども、特にシートベルトについては恐らく100%実施されてないというふうに思います。非常に大事なことですが、そこに経費がかかるわけですよ。そこら辺のジレンマが実はあるんですけども、ぜひ事故防止のために、各学校の使用されておるところには十分徹底されますように、お願いしておきたいというふうに思います。

それから、もう一ついいですか。

野球部というと、非常にショッキングな話があるんですけども、これは出しているかわからないですけども、覚せい剤を使った熊本の名門校でのコーチの問題がありましたですね。これは非常にショッキングだった。どんなふうに思いますか。感想を、感想というよりも……。これは、教育長に…。

○山本教育長 感想はどうだというお尋ねですけれども、素直に申し上げまして、一般的に覚せい剤は、私たちの感覚からするならば暴力団とか何かそういうところで、それが最近一般の住民の中にも入ってきていることは、ニュースとかいろいろなことで聞いておりましたけれども、それは一般住民の話であって、学校のそれも先生の中に覚せい剤があるということにつきましては、全く考えもしなかったし疑うこともしなかった。そういった意味からすれば、やっぱり危機管理としてはちょっと足りなかったのかなというふうには思っておりますけれども、私は、まさかというのが偽らざる気持ちでございます。

○倉重剛委員 全くそうですね。私たちも、そうですよ。学校の先生が、そういう悪に手を染めるなんて考えもしないし想像もできなかった問題だと思います。現実にあったことは事実ですね。

そこで、県警本部にお尋ねしたいんですけども、私はちょっとわからないんですが、覚せい剤とか大麻とかいろいろありますね。これはどんな仕分けで認識すればいいんですか。麻薬ということもありますね。

○荻野警察本部長 いろんな習慣性があるんで、体に害のある薬はたくさんあるわけでございますけれども、広い意味で薬物とか、国語で言うと全部麻薬と呼んでいいんだろーと思っておりますけれども、法律としましては麻薬取締法という法律で規制されているもの、それから大麻取締法で規制されているもの、それから向精神薬というふうに呼ばれるものがありまして、それぞれ例えばモルヒネみたいなものでもいろいろ使われる、鎮痛のために使われるというようなことがあって、一定の許可があれば特定の人が使われるとかそういうことがあります。それから根拠法律が違っておりますので、いろんな呼び名をすることがあるんですけども、いずれにしろこれが重いとかこれが軽いとかそういうことではなくて、要するに法律で規制されているものはいずれも問題があつて規制されているわけでございますので、これがよくてこれが軽いということではないということなんです。

○倉重剛委員 そうですか。そういう中で本当、テレビを見ていると、芸能人の大きな事件がございましたですね。あれを見ていると、テレビ等を通じての我々の印象ですけども、何か街中あたりで気楽に売られているとかいう東京の状況が出ていますね。熊本は、そこら辺はどうでしょうかね。

○林刑事企画課長 刑事企画課長でございますけれども、大都会では、テレビ等でごらんになっているように非常に、街頭で密売をされているような状況でございますけれども、本県の場合はそこまで大っぴらにやるということは、よほど勇気が要ることでございますので、やはり暴力団員等によりまして密売というような形で取り引きがされているのが現状でございます。

○倉重剛委員 そうですか。確かに熊本は治安もいいし、県警本部も一生懸命頑張っている。そういうさなかに、高校の考えられもしないようなスポーツ関係の事件が起きたわけですね。最近は何かそれが広がって、高校生だとか中学生だとか非常に年少者にもそういう傾向があるということです。したがって、これは普通の問題とまた違って、麻薬というのが学校というネーミングの中に入り込むこと自体が私たちは非常に残念なことだし、そういうことの機関に対しては徹底的にやっていただかなければ、県民には大変大きなショックがあると思うんですね。そういうのを含めて、ひとつ何か総括的なコメントをいただきたいんですが。

○山本教育長 先ほど学校の先生にということをお申し上げしましたが、まさかといった背景には、実は基本的には年に1回以上は、子供たちを集めてこの薬の恐ろしさ、そういったことについて、お医者さんとかあるいは警察の方を講師で呼んだりして、平均すれば90%前後の実施率ですけれども講習会をやっておりましたものですから、その前提は、先生はあくまでも指導する立場でということでの講習会なものですから、子供たちにはそういったことで年に1回以上は薬の怖さということをしっかりやっていっているという、その中で指導すべき先生ということで先ほど来の感想をお申し上げたんですけれど

も、今の倉重委員のお尋ねになったのは、そういった学校でやっていること、それは100%ちゃんとやるということと、それとあわせて、そのときも教師と一緒にその講師の話も聞いているはずなんですけれども、教師も子供と同じように一生懸命聞いて、そしてこの覚せい剤といいますか薬の使用については、今度は私も事あるごとに、今までは薬の話は何もしなかったんですけれども、いけないよということをしつかりと申し上げていきたいと思っております。以上です。

○倉重剛委員 結構です。

○氷室雄一郎委員 新型インフルエンザについて私の校区は2年に1回の待ち望んだ体育大会が中止になりました。それで地域の校区の皆さんがお集まりいただきまして協議をして、中止をしようということになったという非常に残念な結果でございますけれども、今、特に学校行事がこれから、特に修学旅行あるいは対外の部活動、そういう面はこれは学校現場の校長の判断にそれを委ねられているのか、あるいは大卒緩やかな何か県としての取り組みみたいなものがあるのか、特に修学旅行なりの学校行事いろいろありますけれども、また対外的な試合等はこれから流行期にかかりますので、大変残念な場面も体験しなければならぬ状況が考えられるわけです。ワクチン等の接種はまだまだ一般の高校生はずっと先になりますので、この辺の対応なり考え方について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○松永教育政策課長 教育政策課でございます。

新型インフルエンザについてのいろいろな臨時休業あるいは学校行事、修学旅行等については、県教育委員会から機会あるごとにいろいろ通知を、それぞれの県立学校さらには

市町村教育委員会の方に通知をしておりません。

その中で、現在は2名以上の患者で、かつ10%以上の生徒の患者が出たときは学級閉鎖あるいは臨時休校等をするということで今基準を定めて通知しております。学校行事につきましては、これらの学級がある場合は当然その学級はできないわけですが、複数学年があるときは、もう学校行事は中止、あるいは修学旅行等はその学年はできないと。

ただ逆に、余りにも学校行事あるいは修学旅行等を中止ということも、これはまた社会的な影響も大きいものですから、何も患者等が発生していない場合は通常どおり必ず学校行事や修学旅行等を実施していただきたい。いわゆる患者が世間で発生しているから中止ということではなく、当該校の状況等を十分判断の上で、実施するか中止するかを決めてくださいというような旨で、今各学校、各教育委員会の方には通知しております。

○氷室雄一郎委員 今のは、ある程度の基準に当てはまった場合については、学校の判断としては、例えばいろんな行事等は難しいという判断と理解してよろしいですか。

○松永教育政策課長 その学校で学級閉鎖あるいは学年閉鎖等が発生している場合、しかも修学旅行は全学年一遍にということはありませんので、該当する学級なり学年での患者の発生状況に応じて実施するか中止するかを判断してくださいということを申し上げております。

○氷室雄一郎委員 対外試合なんかは、いろんな学年も混ざっておりますし、非常に難しい判断になりますね。そういう場合は、その学校の裁量に任せてあるんですか。

○松永教育政策課長 患者の発生状況等で当

然、全校一斉の行事となりますと、どのくらいの学年でどのくらいの患者が今生徒さんに発生しているか、これは学校医の先生と十分に打ち合わせの上で実行するかどうか。確かに他県の例では、学校行事のために多数の患者が発生したという例も出ておりますので、実際に学級閉鎖あるいは学年閉鎖が出ている場合には、これはなかなか学校行事を全校一斉にやるというのは現実的には難しい状況になると思います。

○氷室雄一郎委員 その部活動等については、学校の現場判断でよろしいということですか。

○松永教育政策課長 基本的には、その校長先生の判断になります。

○氷室雄一郎委員 今からそのワクチン等の対応は順番づけがございまして、元気のいい生徒さん等はこれからおくれていくわけでございますので、その辺の対応で、ある学校ではこうなったといういろんな問題等が起こらないように、ある程度の整合性を保った上での指導なりまた助言をしていただかなければならぬのじゃないかと思っておりますので、これは予想される問題で、ここでどこということの結論は出せないかと思えますけれども、たぶん、これから冬場にかかりますとかなり、特に修学旅行等はこれから組まれておりますので、大変失望を与えるような事態がないように御配慮をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○松田三郎委員 教育委員会に、2点まとめてお伺いいたします。

1点は義務教育課長に、もう1点は教育長にちょっとお尋ねしたいと思えます。

まず1点は、いわゆる全国テストの活用についてでございますが、新文部科学大臣が、

抽出調査等でもいいんじゃないかというよう
な就任早々の御発言があって、実は我々県議
会といたしましても、民主・県民クラブを除
く3会派で最終日に意見書を提出しようとい
うようなことを考えております。課長にもち
よっと申し上げましたが、その主眼というの
は、もちろん継続することも必要だけれど
も、その調査なり調査結果をより有効に最大
限に活用してもらいたいという思いがあつて
のことでございます。

そう思っておりましたら、昨日の熊日の朝
刊にちょっと、5～6行のべた記事ではござ
いりましたが福井県、福井県というのは毎回上
位に位置する県だそうでございますが、ここ
では50～60人の現場の先生でチームをつく
って、どういった出題形式が福井県の児童生徒
が弱いのか、あるいはどういった分野が弱い
のか等々を検証する、分析をするチームをつ
くるといような記事をちょっと目にしまし
て、恐らく本県でも復活して3回目ぐらいで
すので、いろいろな御努力をいただいている
ものと思いますので、熊本県の教育委員会
でどういった活用の取り組みをなさっている
のかというのが1点でございます。

もう一つは教育長にですが、6月の委員会
でもちょっとお尋ねした、所見をお尋ねした
といいますか……。

御存じのように熊本市がほぼ間違いなく政
令指定都市に移行する。県内では人、物、金
が熊本市に集中するんじゃないか、またその
ための政令市移行であると考えております。

翻って教育環境はどうかといいますと、そ
れに伴ってといいますか、政策的に本県の教
育委員会においては高校の再編整備もしま
り、あるいは我々もアンケート調査の結果を
いただきましたが、前期・後期の選抜試験の
制度導入もしまり、あるいは学区制につい
ても近い将来、全県1区にというような方針
である。

こういうことを考えますと、熊本市以外の

高校の関係者のひがみに聞こえるかもしれま
せんが、どうも手足を縛られたままで、ある
いは限られた条件の中で、熊本市以外の県立
高校は、それでも特色のある立派な学校をつ
くりなさいというのでは、この条件的にも苦
しいんじゃないか。加えて、ちょっとしか関
係がないかもしれませんが、学校の先生もい
わゆるいい先生というのは、どっちかとい
う郡部よりも熊本市内に多いんじゃないか
というひがみもございすし、教育委員の
メンバーにしても、最近どうも熊本市出身
の方ばかりが就任をなさっていて、郡部の
事情がわかるんだろうかというような心配
もあるやに聞いております。さっき言いま
した主な3点の改正だけをとってみましても
、優秀な、ただでさえ熊本市に行きそう
な傾向の中で、もっともっと拍車がかか
って、例えば私の地元の人吉、球磨の優
秀な中学校卒業生がどんどん熊本市内
にあるいは県外に行ってしまう中であ
つて、それでも郡部の高校はもと
もと頑張って特色のある学校、立派な
学校をつくりなさいというのはちょっと
難しいんじゃないかというのが私の、あ
るいはほかの何人かの保護者や先生方
の心配がありますので、例えば状況も
変わって、一旦こういったことも立ち
どまって見直すとか、あるいは熊本市
以外の高校には、もっともっとプラス
して何か支援をしなければいけない
というようなお考えがありましたら、
義務教育課長の御答弁の後に2点目
につきまして、所見という形で結構
でございますから、教育長のお考え
をお伺いしたいと思います。

○木村義務教育課長 全国学力学習状況調査
の結果につきましてでございますが、これは
委員が申し上げられましたように基本的
に教育指導の改善に生かす、これはもう
第1の目的でございます。

そのために、まず各学校は市町村教育委員
会がございすけれども、これにつきま
して

は各学校にそういう資料が参りますものから、それにつきましての課題等を把握しまして、市町村全体で研修会を開いて、また各学校の中で授業の質の改善を図る研修会等を行いまして、指導の改善を図っているところでございます。

もちろん県教育委員会としましても、課題等の解決のためにいろんな指導対策を行っております。1番の問題は思考力とか判断力とかいわゆる活用する力が弱いということでございます。これにつきましては、現在、本県にはゆうチャレンジという問題を年に1回やっております。これは、全国学力学習状況調査と問題は同じ傾向でございます。ただ課題は、これは年に1回行われましてそれで終わっておりますものから、今年度から国語、算数、社会、理科などの各教科の授業が終わった後に問題を、その思考力と表現力を入れた問題を各学校は開発していただきまして、それをうちの方でまとめまして、それを全体に提供していこうというゆうチャレンジ単元別評価問題の作成に1つは取り組んでいるところでございます。

2つ目は、授業の改善を図るためにすぐれた先生の授業を見ることが一番じゃないかと思っております。そういう意味で現在、小学校、今年度は国語、算数、社会、理科、英語、これにつきまして、すぐれた先生の授業を撮影しまして、これをホームページ等に載せたり、各学校にDVDを配布したいと思っております。

3点目は、これは教育長が言われているところでございますけれども、小学校1年生から3年生まで、ここにいろんな部分で生活環境から生じる格差、この格差を解消するために、地域の力等を生かしまして補充指導等を行っていくシステムづくりを行っていこうと思っております。

もう1つ、本県で弱いところである家庭学習でございます。これは他県と比べまして家

庭学習の時間が非常に少のうございます。この面につきましても各学校から家庭学習の定着のいい例を集めまして事例集等を開発し、より一層本県の子供たちの学力の向上を図っていきたいと思っております。以上でございます。

○山本教育長 所見ということでございますけれども、まず郡部と熊本市ということで、熊本市が政令市になるということで、委員の先生方は御承知だろうと思えますけれども、人事権が政令市には移ってまいります。したがって、採用試験とかそういったことから含めて、あるいは人事異動等も政令市で行うようになりますけれども、それは熊本市の方も恐らく今の時点でも考えておられると思いますし、ある程度、今後のそういった採用試験あるいは広域的な人事異動、そういったことのあり方を含めても、熊本市と十分また政令市に向けて協議はやっていかなくちゃいけないというふうに思っております。

それから、郡部と市内等からいたしますと、確かにお話がありましたように教育委員の方は市内の方が多いということでございますけれども、私は郡部代表というつもりで一応なっておりますけれども、もうずうっと菊池から出たことはございません。大学のときから住まいも含めてずっと菊池から出たことありませんものから、その中で自分の子供あるいは自分が受けてきた教育等を考えたときに、私もいろいろ言いたいことがありますものから、そういったことを日ごろからいろいろ申し上げております。

今回の再編統合との絡みで、できるだけそういった市内に一極集中しないように、できるだけ地域は地域の中でしっかり頑張っ、高校もちゃんと子供たちの目的が果たせるような高校をつくらなくちゃいけないということで、実は去年、ことし再編統合の対象になった地域へ説明、意見交換会に行きましたと

きにも、松田委員が今おっしゃったように、教育長は本当にいい学校をつくるんですか、あなたは自信を持って言えるのか、あなたが本当に自信を持って、いい学校をつくるというんだったら、我々は今まで反対してきたけれども賛成するよ、ここで約束するのか、再編・統合したら本当にいい学校になるのかという、まさに、そういう単刀直入のぐさとした質問も受けました。だから、それについては先生方もちゃんと考えるんだろうなというふうなこともございましたが、私は再編・統合した学校が地域にとっていかに魅力ある学校にするかということについては、先生の配置あたりについても十分考えます。そのことはすでに人事異動なんかで私は人事の担当段階にちゃんと指示いたしておりますというのを、地元説明会の中でも明確に答えております。

したがって、そういったことで何とかそういった学校にしないと、特に今みたいに経済環境も厳しくなると、やっぱり交通費なり何なり随分かかりますし、下宿させたらまた1世帯分が要るわけですので、できるだけ地域の学校をよくしていこうという、その姿勢は私もさっき言いましたように田舎の代表選手として、自分は高校も田舎でございますものですから、そこは十二分に思っております。

それから、地域、県下全域を眺めてみますと、本当を言えば熊本市なんかは教育のレベルとしては、塾とかいろいろあって圧倒的に熊本市のレベルが高くていいというか、高いように思われるかもしれませんが、いろんなデータを見てみますと必ずしもそうでなくて、確かに熊本市はいいんだけど、郡部でも実はしっかり頑張っている地域はあります。したがって、私どもはそれはやっぱり先生なり地域の人たちなり、あるいは保護者の方なり、そういった人と、まさに一緒に連携して取り組んでおられる結果で

あると思っておりますものですから、先ほど義務教育課長も申しあげましたけれども、私はそういった地域によっては、それだけの力を発揮する地域はございますので、そういったことについてはそんなに悲観しなくて、頑張ればちゃんとできるというふうに思っているところでございます。

したがって、できるだけ地域と市内の格差が生じないように、いろんなことを含めてしっかり頑張っていきたいというふうに私は思っております。以上でございます。

○松田三郎委員 6月の委員会でも山本教育長の熱い思いというのを伺いまして、当時はあるいは私の高校のときも、別に郡部だからといっても、いい高校もありましたし、ただここ最近の制度の改正、さっき言いましたように単純に、傾向とすると前期・後期試験を導入した、この検証は今年度いっぱいで行われるということで、前期・後期で受験の回数がふえたということは、単純に言うと例えば郡部、さっきおっしゃったように成績だけの価値でありますけれども、成績のいい子は今までよりもリスクがある、1回余分に受けられるんだったら、市内のいいところを1度受けてみようかという、今までは慎重に地元に残ってくれていた優秀な子供たちもどんどん市内に行く傾向がもちろん強くなるわけでしょうし、学区も広がれば広がるほど、今までは順次5%だとか6%ふえてはきておりますけれども、全くのフリー、全県1区になった場合は、さっき前期・後期と相まって、本当はちょっと今まで冒険しよったばってん、これぐらいなら大丈夫かなということ、いわゆる成績のいい子供さんたちが今まで以上に、市内のいわゆるいいところと言われるところを目指す傾向というのは強くなっていく。それを考えると、今までよりも熊本市内の方を目指す子供さんの方が多くなる制度だというのは、これは間違いないことだと

思います。

それと、一方で頑張ってくれば、いい高校ができるだろうというのは思いとしてはわかりますけれども、その思いと制度の改正の方向性が逆行、あるいはちょっと整合するのかなというような感じがあるんですけども、大体事実関係としてはどうですか。前期・後期を導入する前と導入して、あるいは今後何年ですかね、全県1区にした場合に当然、例えば熊本市内から人吉高校を受けようかという人間がそうそうおるとは思えぬし、逆に制度の改正だったら人吉高校を受ける――私は人吉高校です――人吉高校を受けようと思っておった人間が、チャンスがふえることによって、機会が広がることによって熊本高、済々黌を受けようかという子が圧倒的に多くなる、多くなっているんじゃないかと思しますので、その教育長の思いとは別に、制度としてその方向性がどうなのかなというのを思いましたので、質問をさせていただいたところでございます。

○山本教育長 精神主義で気合いだけで頑張っているという思いは毛頭ございませんけれども、恐らく前期・後期の試験を入れる前から、やっぱり地域の拠点校というのを指定して、そこへ何とか地域の学校をしっかりと力をつけていこうというのは、これはもう前期・後期の試験の前からあった話だろうと思っております。前期・後期の前から、例えばこんなことで言ったらいかぬけれども、私は菊池高校なんですけれども、進学だけに関して言いますならば、前期・後期のある前から長期低落傾向が続いております。ところが、やっぱり地域にとってはなくてはならない高校なんです。歴史もありますし、そういった中で何とか拠点高校を指定されて、13校指定されて、その拠点校を何とかして力をつけていこうということをやっておりますものから、前期・後期が始まる前と前期・後期が

始まった後にさらにその差が開いていったかということについては、私も明確なデータを持ち合わせておりませんが、私の感じからするならば、前期・後期がさらに拍車をかけたか、単なる感じですけども、私はそんなには思っていない、悪いところはその前からおかしくなっていたし、そこにやっぱり拠点校を示して一生懸命やってみようという……。でないと再編・統合についても結局、地域のところに一生懸命力を入れていかなければ、変な話ですけども、それなりに進学できるだけの高校を残して市内に集中させればいいじゃないかというふうになっていくと、それは地域の発展の観点からもそういうわけにはいかないし、やっぱり県下満遍なく人が住んでおるわけですし、そこには子供もおるわけですから、その人たちが市内に行かなければちゃんとした教育が受けられないようにならないように、やっぱり人、物、金、その付近に関してはしっかりと重点化してやっていきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 最後です。ちょっと重複しますが、例えば再編整備にしても、今回中期の実施計画が出ておりますが、後期のところもそうでしょうけれども、基準が3クラスとか4クラスとかどどん市内に集まるような改正をしておいて、郡部にほら2クラスしかできないじゃないか、だから再編・統合するんだという、極論ですけども、そういったところも逆の発想として、対象になっているところの保護者からすると、それだけ条件を悪くして悪くして悪くした結果、3クラス、4クラスしかできないじゃないか、だから統合なんかするなということというのは、誤解も含めて、あるいはやっている部分もあるかもしれませんが、そういった心配もありなわけですね。

だから教育長の思いなり、今年度に出る検

証結果等も踏まえて、実感という部分も大切ですが、データとして、もちろんおっしゃるように導入前から拠点校と言われる、あるいは地域、郡部の方の高校の活力がちょっとないなど我々は実感をいたしておりましたけれども、それに拍車をかけた部分があるんじゃないかなと。私は逆にその凋落傾向プラスがあったのではないかと思いますので、対象になっている地域の方々が少なくとも、教育委員会が拍車をかけるような改正をしておいて、結果2クラスしかできないから再編・統合というような順番にならないように、誤解を招きかねる状況ですので、招かないように別のところでもまた支援をお願いしたいということをお願いして、終わります。

○船田公子委員 今、高齢者の運転事故が大変多発しているところでございますが、今回、高速道路が無料化になるということで、高齢者の利用率も少しふえてくるんじゃないかと思っております。それによって、また交通事故がふえたりということをちょっと心配しておりますが、その対策を何か考えていらっしゃいますでしょうか。

○緒方交通企画課長 交通企画課でございます。今言われましたように高速道路の高齢者対策ということでございますが、無料化になるまいと、今からまさに高齢化社会でございますし、運転免許取得者の方々の高齢の免許取得者、これも20数%とかなり高くなっておりますので、そういう意味では高齢者の、今まではどちらかという交通弱者としての自転車なりあるいは歩行者でしたけれども、これからは高齢の運転者これに対してもやっぱり対策が必要であるということでございますので、私どもとしましては安全教育の中でのそういう高齢者、運転者、歩行者についても、高齢になればそういう運動神経なりいわゆる判断力が落ちている、それをしっか

り自覚してもらおうというような、そういう安全意識を高めていくというようなこと、あるいは取り締りの現場においては、そういう方たちを認めた場合には、個別にしっかりとその場面で指導していく、あるいは安全施設、信号機とかあるいは交通規制もやっておるんですけれども、そういう中で高齢者が安全で道路上を利用できるような、そういう環境をつくっていきたい、トータルにそういう高齢者についてはですね。それと警察でできる場所、それと警察以外でできる部分がございますね、そういうところともしっかりと連携をとりながら高齢者対策については最重点で進めていきたいというふうに思っております。

○船田公子委員 普通の道路はそういうものも少しは軽減されるかもしれませんが、高速道路に入りましたらなかなかそれも難しくなってくるんじゃないかと思っております。そこは十分に高齢者には気をつけられることを指導していただけるように、よろしく願いいたします。

○北里交通部長 委員が今言っておられるのは、たぶん高齢の運転者が高速道路、一般の道路と違うようなところのことで言っておられると思うんですけれども、そういう意味では最近で問題になったのは、高齢者が高速道路を逆行するとかいうような事案も見られるということで問題になっているわけですが、そういう中でことしの6月1日に法改正がありまして、75歳以上の高齢者については自動車学校で高齢者講習というものを、免許の更新の前に受けるわけですが、その際に講習予備検査、いわゆる認知機能検査というのを受けなければならなくなっております。参考でございますけれども、これが6月から10月2日、もう4カ月ほどたちますけれども、1,115名の方が受験されておま

す。そのうち判断力それから記憶力を検査するわけですが、その中でそういう能力が低くなっている、要注意ですよという方たちが24名おられます。約2.1%でございます。当初、私どもの方も3%ぐらいの数かなというふうに事前の受講等で思っていたんですけども、まずその範囲内かなと思いますので、そういうものを通じまして、特に県の方は御存じのとおり認知症対策、いわゆる早期発見・早期治療という対策をとっておられますので、その付近ともしっかり連携をとりながら、高齢運転者の事故がないような形で施策についても進めていきたいというふうに思っております。

○小早川宗弘委員長 船田委員、よろしいですか。

○船田公子委員 はい。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かございますか。

○西聖一委員 教育委員会に、3点お願いいたします。

1点目は、もう受験シーズンに入りましたが、塾の宣伝の中に4校模試という言葉が出てくるんですね。これについて教育関係者にいろいろ聞いても、非常に不快感を持っている方も多くて、先ほど松田委員もおっしゃったように、受験戦争をあおるような、そして熊本市に一極集中するようなこういう広告についてはいかがなものかなと思っておりますけれども、教育長はどのように考えていますか。

○山本教育長 言葉だけで言うならば、私たちが高校のときは、田舎は田舎なりに3校模試とか6校模試という言葉はございました。ただ、今おっしゃるようにテレビで、私は熊

高志望ですみたいな形で4校模試とか何かされていきますけれども、確かに不快感を感じられる方もいらっしゃるのかもしれませんが、かといって予備校にそういう言い方はやめなさいと、それが言えるかどうかになるとなかなか難しいところですが、ちょっと何とも言えないところですね。済みません。

○西聖一委員 例えば、具体的に出しますけれども、熊本ゼミナールが模試をしますよとか、そんなのは全然問題ないです。ただ4校、いわゆる熊高、済々黌、第一、第二、何でその4校なのかなと。保護者とか子供たちは、学校はそこしかないような意識を植えつけられるのが非常に問題じゃないか。県の教育委員会としては、それぞれの学校の特色があって、それぞれの地域に進学してもらいたいという考えがあるのであれば、教委はやっぱり何らかの意見を申し上げてもいいじゃないかなと思います。

○山本教育長 西委員のおっしゃっている気持ちは、十分わかっております。どうするかと今ここで即座に、では意見を申し上げますとか申し上げませんとかは、なかなか言いにくいんですけども、そういう気持ちを踏まえてどうするかというのは、ちょっと考えてみます。

○西聖一委員 2点目は、臨時職員の取り扱いです。これも今議会で教育長からお答えもありましたけれども、やっぱり現場においては臨時職員の方が本当にいい先生だという保護者と教育関係者も多いわけですね。試験の不利がどうしてもあるわけですから、やっぱり何らかの手だてを検討していただいて……。頭のいい先生が優秀とは決して思わないわけですね。子供たちにいかに接して、部活動にも汗を流して教育熱心な先生が現場と

しては望まれていると思いますので、もう少し何か、恩典という言い方は悪いかもしれないけれども、不利にならないような取り扱いをしていただきたいと思いますけれども。

○由解学校人事課長 臨採職員につきましては、優秀な方々を、現場で頑張っている優秀な方々を県採用選考で優遇を与えるということで、現在も一般教養につきましては1次試験の免除という制度を設けております。そういう中で、やっぱり一生懸命頑張っている方々をいただいているということでございます。ただ、これは実際に現場で頑張っている方々をできるだけ多く登用したいという気持ちがございますので、今後のことも含めましてやっぱり、いろんな制度を見直す、また現状の選考制度の改善、研修等を行いながら、またいろいろ取り組んでいきたいというふうに思っております。

○西聖一委員 よろしく、お願いします。

最後に3点目です。これも教育長が非常に頑張っていたいただきましたけれども、SSWの件です。これは国の制度を急に改編して、国が満額にしたのを県が3分の1持ちなさいということになったものですから非常に苦勞されて、ことしは何とか確保していただきましたが、これは本当に現場ニーズが高いものですから、もっともっと多く採用されるように、そしてSSWの身分の保障がやっぱりないみたいですね。手当はありますけれども交通費も出ない、1人で何戸も家庭を掛け持ちされる方もおるものですから、そこら辺のその手当の分と、人数確保に向けてもっと県から国に対して要望、陳情は今はないでしょうけれども、要望という形でもっと制度の充実と予算の確保ということで動きをしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○山本教育長 今おっしゃられるとおり、教育委員会がやる仕事についていろいろ現場から厳しい声が多いんですけども、SSWは西委員がおっしゃったように非常に評判がいいので、私もできるだけこれをふやしたいというふうに思っております。ただ、今の予算の中でこれをふやせば一種のゼロ予算みたいで、ではどこを減らすんですかという話になるものですから、なかなか厳しいんですけども、スクールカウンセラーなりSSW、その辺を含めて少し来年度に向けてしっかり考えたいと思います。たしか来年度の概算要求に向けての政府提案の中にもスクールソーシャルワーカーのやつは入れておったと思います。また政権が変わりましたけれども、スクールカウンセラーよりもSSWの方が現場においては非常に役に立っているようでございますので、ぜひ皆様方におきましてSSWについてさらにまた御支援をいただければと思っております。よろしくお願いたします。

○西聖一委員 委員長にお願いして、この委員会からも意見書を出した方がいいんじゃないかなと、私は提案させていただきます。

○小早川宗弘委員長 はい、わかりました。

○吉田忠道委員 教育委員会の方に、4点ほど質問いたします。

まず、教育委員会の点検評価の件でございますけれども、昨年度から議会の方に報告がなされるようになりまして、今年度も点検評価の方の準備は進められておると思っておりますけれども、昨年、私の方から一般質問等でも指摘させていただきましたけれども、この点検評価の大きなねらいが教育委員会の責任の明確化というのが大きく第1項目にうたわれておりますので、この付近も、これまでの進捗状況といいますか、そしていつごろ最終的に報告をなされるのか、その件が1点。

それから学力の向上ということで、私は別の観点からちょっとお聞きしたいんですけども、高校入試の制度が、もう私もずっと田舎にはおらんかったからわかりませんが、我々のころは9科目だったのが今は5科目ですか、あるいは主要5科目という言葉を知ったり、いわゆる義務教育の学力の向上ということをするれば、何も国・社・数・理・英だけでなく、美術だとか職業家庭とか音楽とか体育、これに対しての要するにバランスのとれた義務教育ならではの自由な教育が必要だと私は思っておるんですけども、その付近をどのように考えられているのかということ、1つは8月の下旬だったか中旬だったか、学校の教師が思っているほど生徒は理解してないという記事をちょっと見たことがあります。8割方の先生は、生徒はよく理解しておると。けれども生徒の方は理解しておるといふ認識が非常に薄いということで、これは小学校、中学校、高校すべてに当てはまるようなんですけれども、この点について、今ちょっと私が義務教育のことを言いましたので、義務教育の方の立場からは、この付近をどのように理解されておるかということ、今度は視点は別かもわかりませんが、先生の不祥事とかいろいろ重なりまして、要するに職業に区別はないかもわかりませんが、昔から教師は聖職という言葉がありましたけれども、今の先生たちはそういう認識はあるのかどうか、これが第2点目でございます。

それから3点目は、これは以前、大西県議が質問されておるかと思っておりますけれども、高校生の自転車通学に関しての自動灯火措置がなされておるかと思っておりますけれども、これはその後もう全部改善されておるのか、あるいは中学校から高校に入学したときに、中学校で自転車に乗っておったのが、そのまま引き続き高校でも使うという場合に、この自転車に対する自動灯火の整備ができておるのか、連携がとれておるのか。これが1点です。

最後に、これは氷室議員も本会議の方で質問されておりましたけれども、児童生徒の携帯電話の持ち込みでございますけれども、どうも小学校あたりはある程度、学校の先生の指導で規制されておるとは思いますけれども、高校あたりは本当に実態と建前が乖離しておるように見えますので、教育委員会としてはその付近はしっかり把握されておるのかどうか、その点をちょっとお聞きします。

○松永教育政策課長 まず教育政策課の方から、1点目の点検評価と4点目の携帯についてお答えいたします。

まず点検評価の方は、現在9月の教育委員会にいわば素案を提出しまして、その後9月14日に外部有識者の意見を承ったところでございます。

今後、今月あるいは来月の教育委員会を経て、そこで点検評価、今、吉田県議からも御指摘がありましたように、教育委員会の責任の明確化ということで、昨年よりも十分充実した内容で、12月のこの文教治安常任委員会に報告をしたいということで、今進めておるところでございます。

4点目の携帯電話でございますが、確かにいろいろな実態調査等が十分かということで、現在はいじめのアンケートの中に携帯電話の問題を含めて実施しておりますし、各学校の状況等もいろいろヒアリング等をしているところでございます。

今後、これは携帯電話の利用という部分で非常に重要な問題ですので、できる限り実態に応じた指導ができるように努力していきたいと考えております。

○小早川宗弘委員長 昼休みに入りましたけれども、もうしばらく質疑を続けますので、よろしく申し上げます。

次は、木村課長。

○木村義務教育課長 まず技能教科の分でございますけれども、これにつきましては音楽、美術、技術、体育でございますけれども、これにつきましては学校でも体力面それから徳育面から感じまして非常に大切な教科だと思っております。実際には高校入試等につきましてもペーパーテストは5教科でございますけれども、実際の評価等は実際に高校の方にそれを送りまして、そのすべての教科等を監査した上で高校入試の選抜は行われておると思っております。それも重要な部分ということはもう認識しておりますし、高校入試でもその部分はきちんと押さえてあるところでございます。

2つ目の子供の意識でございますけれども、これにつきましては、うちの県の学力調査で判断しておるところでは、各教科の学習が理解できている、好きであるとは大体同じ傾向でございます。小学校は大体、国語、算数、社会、理科は非常に高くございまして、70%から80%が非常に理解できている、好きであるというのが多うございます。これが中学校にいきますと、中身等がございまして50～60%に落ちているところがございます。これにつきましては先生の理解が不十分じゃないかということがございます。確かに、教師の一方的な理解でありますけれども、現在、県学力調査等で、また全国学力調査等で子供たちの実態が出ております。子供たちが、好きであるとか理解できているか、これを見ますと、子供たちが、自分は教師が理解できたなと思っても、この実態調査等で今把握できました、ああ、実際には理解できてないんだと、こういうのが把握できるような調査等を出しております、これを参考に各学校ともいろんな指導、工夫の改善を図っているところでございます。

3点目は、聖職者であるという認識でございますが、非常に難しゅうございまして、昔の先生ほど聖職者であるという意識はなかなか

か難しいかなと思っております。

ただ、子供の教育をするという面から、やはり子供を大切にやっていこうという面では、やはり授業も含めまして、いろんな行動等も含めまして、やっぱりしっかりやっていかなくちゃいけないという部分は非常に持って行動しているところでございますけれども、やはり現在は保護者の方々がいろんな部分で、学力面でも高いものを持っていらっしゃるし、昔ほど保護者の方から尊敬の念を得るというのは、なかなか難しくなっているという社会状況はあるということが現在でございます。

○坂梨体育保健課長 自動点灯ライトの件でございますが、自動点灯ライトを義務化している学校は現在18%、それから奨励している学校が67.3%と、約8割を超える学校が義務化または奨励化している状況でございます。これは昨年の8月のデータでございますので、それ以降また奨励あるいは義務化が進んでおりますので、ほとんどの学校がそういう状況になっておるといって状況でございます。

また点検につきましても、年に1回、自転車通学が始まりましてから各学校では業者を入れたりして自転車点検を行っておりますので、整備不良等についても解消は確実に行われていると思っております。以上でございます。

○吉田忠道委員 3点目、ちょっと再質問させていただきます。

教師の聖職化というのは参考までに聞かせていただきました。

あと、やはりいろんな不祥事を見ますと、そこにやっぱり教師としての誇りと自覚があるのかなという疑問もちょっとあったものですから、何とか誇りと自覚が持てる方向に持っていかねばならないのじゃないかと思っております。

それから点検評価につきましては、聞かせていただきましたので、そのとおり進めていただきたいと思っておりますし、また、私も傍聴させていただきたいと思っております。

それと自転車通学の件では、中学校との連携は聞かれなかったと思うんですけども、中学校で自転車に乗っておって、また高校に行くときに改めてその整備をしなければいかぬというようなことになりますと、二重負担とかいうことにもなりますので、ある程度中学校との連携も必要になっているんじゃないかと思っております。

それから最後に携帯の件ですけども、これは家庭教育ということにも大きな関連があると思っております。教育委員会としてなかなか難しい面があるかと思っておりますけれども、この熊本県の基本計画の中にも、家庭教育というのは1番目にうたわれてきておりますし、それはやっぱり小学校、中学校が絡んできますので、ただ学校との連携じゃなくて、家庭教育も含めて、やっぱり家庭内の約束事として、どういうふうにして持たせて、どういうふうに使わせていくか、いろんなトラブルが起きてからでは遅いというところもありますので、これは私も実態をもっとしっかり調べて、次の12月議会でもまた質問していきたいと思っております。以上です。

○小早川宗弘委員長 私から、ちょっといいでしょうか。

ことして天皇陛下御即位20年というふうなことで、秋にはいろいろなお祝いの行事を、内閣府の方でやられているというふうなこと。代表質問にもありましたし、それから今議会で賀詞を出すというふうなことになっております。

また教育委員会の方でも全学校に対して、即位20年の祝いDVDを配布されるというふうな形になっておりますけれども、これは配布するだけではなくて、できるだけ全児童

生徒に見てもらうように取り組んでいただきたいというふうに思います。

私も、拝見しました。26分という本当に短い時間の中に、天皇陛下の国に対する思い、あるいは国民に対する感謝の言葉とかいうふうなことが入って、非常に感動的なDVDだったものですから、子供たちにとっても国あるいは天皇陛下を身近に感じられるDVDじゃないかなというふうに思います。

この件について、教育長はどういうふうな取り組みをしていかれるつもりなのか。代表質問の答弁では、できるだけ多くの皆さんが自由に見ることができるよう図書館等に配置するなどの工夫をするというふうなことですけども、学校には総合的な学習の時間とかいうのがあるんですよね。あの中で見せていくというふうなことの取り組みも、私は必要ではないかなというふうに思いますので、その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○山本教育長 現在うちの方で質問といたしますか、内閣及び文部科学省からの通知が来てまして、その後、現在うちの方で県立学校につきましては9月29日に県立高等学校の校長会において、内閣府において国民こぞってというその趣旨を十分伝えますとともに、さきに答弁しましたような形で、広く利用してくださいという話は直接やっております。

それから熊本市の教育委員会に対しましては、一度、教育政策課の岡本審議員が市の教育委員会に出向きまして、そして趣旨を説明して協力をお願いしたところでございます。

そして、同日に教育事務所の管理主事会議がございましたもので、そこでもそういったことは直接説明いたしております。

また、今月の27日、ちょっと後でございますけれども、また教育事務所長あるいは指導課長会議がございますものですから、その辺で趣旨をしっかりと申し上げていきたい、そし

てしっかりDVDを活用していただくようにお願いしていきたいと思っております。

○小早川宗弘委員長 大変いいDVDだと思いますので、日本国の象徴でありますので、そういうことも子供たちにはしっかりと伝えていく必要があると思います。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

また、次回の委員会で、各学校はどういうふうな取り組み状況かというのを報告していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

ほかに何かありますか。

○浦田祐三子副委員長 警察本部にお尋ねしたいんですけども、昨日発生しましたコンビニ強盗の件で要望させていただきたいと思ひいます。

まさかこんな所だと思うような方が、たくさんいらっしゃると思ひいます。ニュースを見た限りでは、男性店員の方はかなりの重傷をされていらっしゃるということで、近隣の方を初め県民の多くの方が大変不安に思ひいらっしゃると思ひいますので、どうか早期の犯人逮捕に向けての取り組みを、よろしくお願ひいたします。以上です。

○吉田刑事部長 わかりました。今、委員のおっしゃるとおりでございます。ことしコンビニ強盗が6件ほど発生しておりますが、あとの5件はすべて検挙しております。今度の事件につきましても早期検挙して、県民の皆様のお安全、安心を確保していきたく思ひしております。

○浦田祐三子副委員長 よろしくお願ひいたします。

○小早川宗弘委員長 ほかに何かござひいますか。

なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これもちまして本日の委員会を閉会いたします。委員各位、執行部の皆さん、本当にお疲れでござひました。

午後12時12分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

文教治安常任委員会委員長